

は火災、爆発等の異常な事態における人命の救助その他の被害の防御に従事したことにより被災したものであること”が要件となる。ここでいう、“高度の危険が予測される状況”とは、“客観的にみて生命を失い、又は身体に対する重大な危害を受けることが通常予測される程度の危険な状況下にあること”をいうものである。

本件の場合、被災団員はガス爆発現場に出動したものであるが、現場の地下街は、破壊された瓦礫で通路でふさがれた中で一般人が取り残されている状況にあり、早急に避難誘導等の業務を行う必要があったものと認められる。

また、その現場は、未だガス漏れの続いている状態にあったことから、相当に危険な状況下で避難誘導等を行わざるを得なかったものと認められる。

したがって、本件災害は、“生命又は身体に対する高度な危険が予測される状況下”において、一般人の避難誘導の業務に従事中発生したものと認められることから、特殊公務災害に該当すると判断したものである。

◆◆◆ 事例 141 ◆◆◆ 山林火災で消火作業中に急速に拡大した火災に包まれて全身熱傷を負った団員の負傷（該当）

1 災害を受けた者

A県B町消防団 団員（32歳） 自営業

2 傷病名及び程度

全身熱傷 入院加療（昭和61年4月障害等級第3級に該当）

3 災害発生日

昭和59年8月11日

4 災害発生状況

B町では、昭和59年8月10日午後7時50分頃に山林火災が発生し、消防団員等の消火活動で同11時40分頃鎮火したが、翌11日午後12時30分頃から再出火したため消防団員等の出動命令が発令された。被災団員は、被災当日の午後1時40分頃、山林火災の出動命令を受け、直ちに消防機庫に駆けつけ、同僚団員4名とともに消防車両で現場に急行した。

火災現場は、前日焼失した山林の北側斜面から南斜面の中腹に移り、尾根筋に向かって猛烈に延焼している状況にあった。被災団員は、延焼を食い止めるためなたやくわで尾根筋に防火帯を設ける作業に着手し、時おり下から吹き上がる火の粉と熱風の中で当該作業に従事していた。

被災団員は、他に率先して火点直近で雑木等の伐開作業を行うとともに、伐開した雑木、小枝等の除去のため奔走していたところ、約15m下方で飛火により火災が発生し

た。その時被災団員は、雑木にかずらが絡んだ藪の中で下に向かって作業を進めていたところであり、避難命令を受けて急傾斜と落葉等で足を滑らせながら尾根に向かって避難を開始したが、飛火の勢いは急速に拡大し火炎におそわれ全身に火傷を負った。

【説明】

公務上の災害が特殊公務災害に該当するためには、基準政令第11条の2の規定に基づき、“消防団員又は水防団員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況下において、火災の鎮圧、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発等の異常な事態における人命の救助その他の被害の防御に従事したことにより被災したものであること”が要件となる。ここでいう、“高度の危険が予測される状況”とは、“客観的にみて生命を失い、又は身体に対する重大な危害を受けることが通常予測される程度の危険な状況下にあること”をいうものである。

本件の場合、消火活動を行っていた現場の状況は、雑木、落葉等で覆われている山肌の急斜面であったうえ、下方で飛火による火災が発生し、被災団員のいる方向へ火炎が急速に拡大してきたところから、相当に危険な状態下で消火活動を行わざるを得なかったものと認められる。

したがって、本件災害は、“生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況下”において火災の鎮圧に従事中に発生したものと認められることから、特殊公務災害に該当すると判断したものである。

◆◆◆ 事例 142 ◆◆◆

火山噴火による土石流の警戒業務に従事中に発生した火砕流に巻き込まれた団員の死亡（該当）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 副団長（41歳） 農業

2 傷病名及び程度

火砕流による火傷死

3 災害発生日

平成3年6月3日

4 災害発生状況

B市は、平成2年11月17日にX岳が噴火し、これにより山腹に積もった火山灰による土石流の発生が懸念され、X岳測候所等でも土石流の警戒を呼びかけていた。平成3年5月15日には、大雨の影響で大規模な土石流が発生していた。

土石流の直撃が懸念されるB市C地区では、その後も土石流の発生の恐れがあるた

め、避難勧告が出される状態が続き、消防団は住民の避難誘導及び警戒に当たっていた。そのような状況下の6月3日、A県南部地方に大雨洪水注意報が発令され、土石流の発生が懸念されたが土石流監視装置は先の土石流で破壊されたままであり、また当該装置の設置場所は火砕流の流域となっていたため復旧できない状態にあった。このため、土石流の警戒は人的手段に頼らざるを得ず、当該地区を管轄する消防団の2分団に警戒出動命令が発令された。

警戒出動には被災団員を始めとする12名の消防団員が出動し、当日も何度か火砕流が発生し、また、曇天でX岳の山体も見えないほど視界がきかない悪天候のもとで土石流の警戒に当たっていたところ、午後4時10分頃、突然に大規模な火砕流が発生し急激な勢いで流下し、12名の団員は逃避する余地もなく、火砕流に巻き込まれて死亡した。

【説明】

公務上の災害が特殊公務災害に該当するためには、基準政令第11条の2の規定に基づき、“消防団員又は水防団員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況下において、火災の鎮圧、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発等の異常な事態における人命の救助その他の被害の防御に従事したことにより被災したものであること”が要件となる。ここでいう、“高度の危険が予測される状況”とは、“客観的にみて生命を失い、又は身体に対する重大な危害を受けることが通常予測される程度の危険な状況下にあること”をいうものである。

本件の場合、被災当日は、雨雲が重く垂れ込み全く視界の利かない状況で、また、既に数度の火砕流が発生していたことから、相当に危険な状況下で警戒活動を行わざるを得なかったものと認められる。

したがって、本件災害は、“生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況下”において土石流の警戒業務に従事中に発生したものと認められることから、特殊公務災害に該当すると判断したものである。

◆◆◆ 事例 143 ◆◆◆ 集中豪雨下で危険地区の住民を避難誘導中に発生した土石流に巻き込まれた団員の死亡（該当）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 部長（44歳） 会社員

2 傷病名及び程度

外傷性ショック死

3 災害発生日月日

平成15年7月20日

4 災害発生状況

B市は、平成15年7月19日夜半過ぎ、梅雨前線の影響により記録的な集中豪雨に襲われた。被災団員は、7月20日午前2時頃、豪雨のため河川が溢れ自宅が浸水し始めたため危険を感じ、副部長宅に電話を入れ格納庫に集合するよう指示した後、連絡の取れなかった班長宅に向かうため、地域住民に避難を呼びかけながら豪雨の中を出動した。

集合指示を受けた副部長は、消防服に着替え自家用車で格納庫に向かったが、川が溢れていたため進むことができず自宅に戻り周辺の警戒に当たっていたところ部長と遭遇し、二人で班長宅に向かった。同3時頃、部長は各団員に格納庫へ集合するよう電話連絡を取った後、引続き住民に避難を呼びかけながら地区内を巡回し、同4時過ぎ、高台へ避難中の一家に遭遇し彼らの避難誘導をするとともに、部長が腰のあたりまでつかりながら命綱を確保し副部長が逃げ遅れていた長女を背負って救助した。

その後、部長以下3名は、河川が氾濫し冠水している中で逃げ遅れている一家がいるのを知り、腰までつかりながら同住宅へ向かい避難を呼びかけていたところ、突然、土石流が発生し、3名は一家とともに土石流に巻き込まれて死亡した。

5 参考

部長等が避難の遅れた住民に呼びかけていた頃、「土の匂いがした」、「地震かと思うほど大きな石が流れる音がした」又は「小さな石が無数に散乱していた」などの土石流の前兆現象を避難又は避難中の住民が見聞していた。

【説明】

公務上の災害が特殊公務災害に該当するためには、基準政令第11条の2の規定に基づき、“消防団員又は水防団員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況下において、火災の鎮圧、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発等の異常な事態における人命の救助その他の被害の防御に従事したことにより被災したものであること”が要件となる。ここでいう、“高度の危険が予測される状況”とは、“客観的にみて生命を失い、又は身体に対する重大な危害を受けることが通常予測される程度の危険な状況下にあること”をいうものである。

本件の場合、部長以下3名は、豪雨、河川の氾濫及び土石流の前兆状況などがある異常な自然現象のなかで逃げ遅れた住民を早急に避難させるため、土石流等に巻き込まれる危険が極めて高く、相当に危険な環境下で当該警戒業務を行わざるを得なかったものと認められる。

したがって、本件災害は、“生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況下”において住民の避難誘導の業務に従事中に発生したものと認められることから、特殊公務災害に該当すると判断したものである。